

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆年金を受け取るために必要な資格期間が 25 年から 10 年に変わります

本年8月1日から、年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が『25年』から『10年』に短縮されることになりました。

対象となる方に、3月頃からこれまでに日本年金機構から、黄色の封筒（A4サイズ）で請求書をお届けしています。

請求手続をされていない方は、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）に電話、予約の上、年金事務所で手続きしてください。



資格期間が10年以上となれば、年金を受けとれるようになりました

これまで… 必要な期間 25年
資格期間 25年の人

平成29年 8月1日から 必要な期間 10年に短縮！
資格期間 10年の人

※求められる期間！

「資格期間」とは？
 ○国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
 ○サラリーマンの期間（船員保険を高齢厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
 ○年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カット期間」と呼ばれる合算対象期間）
 これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
 資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
 40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
 （10年間の納付では、受ける年金額は概ねその4分の1になります。）

※請求書が届いていない方で、左記の該当者と思われる方もご相談ください。

◆国民年金付加年金制度のご案内

（年金を2年以上受給されると納付した金額以上の給付を受けることができます）

将来受け取る年金を少しでも増やしたい方に、お勧めの制度です。

月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に『年額200円×付加保険料納付月数』の金額を上乗せして受給する制度です。

例えば、10年間付加給付保険料を納めると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せされます。（2年以上受給されると納付金額以上の金額を受給することができます）

申し込みできる方は、国民年金の第1号被保険者や、60歳以上65歳未満の方などの国民年金任意加入者ですが、国民年金基金に加入中の方は申し込みできません。

将来のことを考え、申し込みを検討される方は、遠慮なく相談・お問い合わせください。



【お問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121
 住民環境課 年金係 ☎476-1111（内線123・126）